



(注) 本プレスリリースを米国内で発表、配布または頒布してはいけません。本プレスリリースは、本プレスリリースにおける自己株式取得を米国内で行うことを意図するものではありません。本プレスリリースの末尾に記載の重要な通知をご覧ください。

2026年6月23日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行
代 表 者 名 取締役頭取 梅田 仁司
(コード: 8337 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長
西村 信宏
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

第2回第七種優先株式の自己株式の取得に係る事項の決定(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)に関するお知らせ

当行は、2026年3月25日に公表した、「第二種優先株式、第2回第六種優先株式及び第2回第七種優先株式についての自己株式取得にかかる事項の決定に関するお知らせ」のとおり、同日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当行定款第16条第2項の規定に基づく自己株式の取得に係る事項について決議しておりますが、本日開催の取締役会において、当行発行の第2回第七種優先株式について、以下のとおり、その具体的な取得方法等について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 第2回第七種優先株式の自己株式の取得を行う理由

当行は、2026年3月25日付「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の共同持株会社設立(共同株式移転)に関する最終契約締結について」においてお知らせしたとおり、当行及び株式会社千葉銀行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により2027年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」(以下「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。)を、同取締役会にて決議し、最終契約を締結しております。

これに伴い、発行済優先株式(第二種優先株式、第2回第六種優先株式及び第2回第七種優先株式)について、2026年7月1日から2027年1月31日までに自己株式取得することを同日公表しており、そのうち、株主数の最も多い優先株式である第2回第七種優先株式をその他の優先株式に先行して取得することが効果的な資本政策の推進に適切と考え、本日の取締役会にて取得の方法等を決議しました。

本株式移転後、当行と株式会社千葉銀行では、増資その他の方法による共同持株会社を通じた資本支援のあり方について検討する予定であり、当行が業務運営を適切に行っていくために必要と想定している8%以上の資本水準を確保できるよう努めてまいります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	第2回第七種優先株式
(2) 取得する株式の数	4,723株(上限) (発行済第2回第七種優先株式(自己株式を除く)の全部)
(3) 株式の取得対価の内容	金銭
(4) 1株当たりの取得価額	503,427.40円
(5) 株式の取得価額の総額	2,377,687,610円(上限)
(6) 株式の取得の方法	全第2回第七種優先株主に対して通知又は公告して行う第2回第七種優先株主との合意による有償取得
(7) 取得日	2026年8月17日

(※) 第2回第七種優先株式1株につき、第2回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額500,000円に第2回第七種優先株式にかかる経過優先期末配当金相当額(2026年4月1日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数に第2回第七種優先株式1株当たりの優先期末配当金9,000円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる)である3,427.40円を加えた額としております。

なお、株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額において円位未満が生じる場合、円位未満小数第1位まで算出し、その第1位を切り捨てて交付させていただきます。

(ご参考)

2026年3月25日開催の取締役会における自己株式取得に係る決議内容

- (1) 取得対象株式の種類 第2回第七種優先株式
- (2) 取得し得る株式の総数 4,723株(上限)
- (3) 株式の取得対価の内容 金銭
- (4) 1株当たりの取得価額 第2回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額500,000円に第2回第七種優先株式にかかる経過優先期末配当金相当額(2026年4月1日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数に、第2回第七種優先株式1株当たりの優先期末配当金9,000円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる))を加えた額
- (5) 株式の取得価額の総額 2,397,136,027円(上限)
- (6) 株式の取得の方法 全第2回第七種優先株主に対して通知又は公告して行う第2回第七種優先株主との合意による有償取得
- (7) 取得することができる期間 2026年7月1日から2027年1月31日まで

以上

(注) 本プレスリリースを米国内(領土および占有地、米国内の全ての州およびコロンビア特別区を含みます)において発表、配布、頒布または米国へ郵送してはいけません。本プレスリリースは、本プレスリリースにおける自己株式取得を米国内で行うことを意図するものではありません。

米国証券法に関する注意事項

当行と株式会社千葉銀行（以下、総称して「両行」といいます）は、両行の経営統合（以下「本経営統合」といいます）が行われる場合、それに伴い、Form F-4による登録届出書（以下「Form F-4」といいます）を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます）に提出することを予定しています。Form F-4を提出することになった場合、Form F-4には、目論見書（prospectus）及びその他の文書が含まれることとなります。Form F-4が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4の一部として提出された目論見書が、両行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4を提出することになった場合、提出されるForm F-4及び目論見書には、両行に関する情報、本経営統合及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本経営統合について議決権を行使される前に、本経営統合に関連してSECに提出予定のForm F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合に関連してSECに提出される全ての書類は、提出後にSECのホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて提供いたします。送付のお申し込みは、千葉興業銀行経営企画部（TEL 043-243-2111）にて承ります。

将来見通しに関する注意事項

本書類には、上記の両行の間の経営統合及びその結果に係る将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」若しくはこれらと同様の表現、又は戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両行の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。両行は、本書類の日付後において、将来見通しに関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及びSECへの届出において両行（又は統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- 本経営統合に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本経営統合に必要とされる許認可が得られないこと、又はその他本経営統合の完了の条件が充足されないこと
- 両行に適用される法制度、会計基準又は経営環境の変化が及ぼす影響
- 両行の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本経営統合の遂行に関するその他のリスク

自己株式取得に関する注意事項

- このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込の勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本プレスリリースにおける自己株式取得に係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

- 本プレスリリースにおける自己株式取得は、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含むが、これらに限らない。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本プレスリリースにおける自己株式取得に応募することはできません。また、本プレスリリースにおける自己株式取得のプレスリリース又はその他の関連書類はいずれも、米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。これらの制限に直接又は間接に違反する本プレスリリースにおける自己株式取得への応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他資産の売付けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。また、このプレスリリースは、本プレスリリースにおける自己株式取得に対する応募の意思表示を求めることを目的とするものではありません。
- 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本プレスリリースにおける自己株式取得の実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本プレスリリースにおける自己株式取得に関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。
- 本プレスリリースにおける自己株式取得に応募する方（外国在住株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求される場合があります。応募者が応募の時点において、米国に所在していないこと、応募者が本プレスリリースにおける自己株式取得に関するいかなる情報を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本プレスリリースにおける自己株式取得に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）